公立学校共済組合京都支部からのお知らせ

所属所供覧用

令和６年４月に共済組合の一般組合員として資格取得した方へ

（短期組合員の方は、このお知らせの対象ではありません。）

Q. 共済組合の一般組合員になったのに、国民年金加入の案内が届いたよ？　保険料を納付しないといけないの？

A. 令和６年４月分以降の国民年金保険料は、納付しないでください。

※　月途中で一般組合員の資格を喪失した場合、当該月の保険料の納付が必要になる場合があります。

Q. このような案内が届くのは、なぜ？

A. 共済組合員の資格を取得したという情報が、日本年金機構（年金事務所）のシステムに到着するまでに、一定の時間を要するためです。

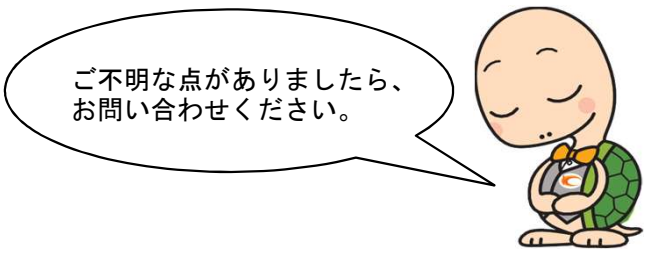

かめるん

公立学校共済組合京都支部年金係（京都府府教育庁管理部福利課年金係）
電話：075-414-5809